ゲノム編集　欧州司法裁判所：ゲノム編集は遺伝子組み換えとの司法判断

有機農業ニュースクリップ(2018.07.30)より抜粋転載

欧州司法裁判所は7月25日、ゲノム編集技術を使い遺伝子操作した新品種はEUのGMO規則の適用を受けるとする司法判断を下した。従来の遺伝子組み換え作物と同様の環境アセスメントとトレーサビリティ、表示が必要となる。

2016年にフランスの農民団体は、ゲノム編集などの新育種技術で作出された品種が遺伝子組み換えに該当するかについてフランス政府の判断を求め、これを受けてフランス政府が欧州司法裁判所の判断を求めていた。ゲノム編集を遺伝子組み換えとして扱うよう求めてきた農業団体や環境 NGO は「勝利」だとして歓迎している。

米国農務省は3月、リスクがない限りゲノム編集技術による新規作物を規制しないとする長官声明を発表している。日本の環境省は今月から、公式に規制枠組みの検討を始めた。日本の場合、環境省は、新たな遺伝子を挿入するノックインは規制し、遺伝子の機能を失わせるノックアウトは規制しないという方針を示しており、8月7日よりゲノム編集技術等検討会が始まる。この検討会の中で、欧州司法裁判所の決定をどう評価するかが注目される。

これまでに欧州の国際有機農業運動連盟(IFORM)やグリーンピースなどの環境 NGO は、新育種技術で作出された作物を遺伝子組み換え作物として規制するよう求めてきた。2017 年 2 月には、20 団体が共同でゲノム編集などの新育種技術で作出された作物は GMO として分類すべきであるとする共同見解を発表していた。

IFORM は 25 日、「有機育種家や農家、加工業者だけでなく、すべての欧州の生産者と消費者にとっても良いニュースだ。そのような GM 製品を回避する自由や、新技術の潜在的リスクからの環境保護を確かなものにする」とのコメントを発表。そして、「EU 委員会はこの法的枠組みが加盟国によって適切に施行されるよう、またトレーサビリティを補完する検出方法を開発し、新技術による作物を確実に分離し、欧州の有機やGMOフリー食品、飼料生産への汚染を防ぐよう直ちに動くべきだ」としている。

グリーンピースは、北米で栽培されているゲノム編集の除草剤耐性ナタネについて、欧州委員会に対し、EU の GMO 要件を満たさない限りEU への輸入や栽培を認めないように求めた。

欧州司法裁判所の決定を受けて、英国ジーン・ウォッチは、今年 5 月から始められた英国ロザムステッド研究所による、ゲノム編集を使って開発したオメガ3脂肪酸産生アマナズナ(カメリナ)*の屋外試験の即時停止を求める声明を発表した。

*(注：安田)カメリナオイルの原料。多くはヨーロッパ、特にイギリス南東部で栽培されている。伝統的にオイルや、家畜の餌として栽培されている。もともとカメリナはオメガ3、オメガ6の含有量が高い。

ゲノム編集はこれまでの遺伝子組み換えに比べれば成功率はあがるものの、目的外の遺伝子を改変するオフターゲットの可能性がある。オフターゲットが確実に排除されているかが問題であり、有害な生物を作り出す可能性が指摘されている。

遺伝子機能を失わせるノックアウトについては、規制しない方針の米国ではすでに商業栽培が始まっている。英国も屋外試験栽培を始めている。ドイツは従来の遺伝子組み換えと同等の規制を取る方針という。日本の環境省の示した規制枠組みは米国並みのようだ。

――――――――――――――――――――転載ここまで

欧州司法裁判所は、CRISPR / Cas9 のようなゲノム編集が、遺伝子組み換え(GM)規則の適用に該当する判断を示した。これは現在、ゲノム編集に力を注ぐようになったアグロバイオ企業が

欧州から去ることを決定的にした。

ドイツに本部を置くバイエル社はモンサント社の買収により世界の種子および農薬市場でNo.1となった。巨大企業の出現となるこの買収が欧州の人々の強い懸念を呼んだため、バイエルは買収契約後にヨーロッパではGM作物の商業開発はしないと発表。そしてこのたびの欧州司法裁判所の決定を受けて、ゲノム編集作物も欧州市場に持ち込むことはしないと表明した。バイエルはモンサントの買収合併が認可されるよう、種子事業の大部分をBASF社に売却した。BASFは、2012年、ヨーロッパの厳しい規制手続きに挫折し植物研究事業をドイツから米国に移している。バイエルとBASFはEUのこの決定後に他の場所で植物ゲノム編集を追求するという。

ケムチャイナが所有するスイスに拠点を置く種子および農薬メーカーのシンジェンタは、ゲノム編集などの革新的方法はEUでは失われる可能性が高いと述べた。

ゲノム編集の基本特許を押さえ、商業栽培ができるこれら巨大企業は、商業生産と販売をどこで行うのだろうか。EU離脱の英国やゲノム編集がほとんど規制されない米国で生産、販売し、そして規制は米国に倣うと見られる日本に輸出する計画を持っているのではないか。日本がEUと同じくゲノム編集にGM規制を適用し、輸入規制ができるよう、環境省の規制検討会を監視し、意見を届け、また世論に訴えていく必要がある。（安田）

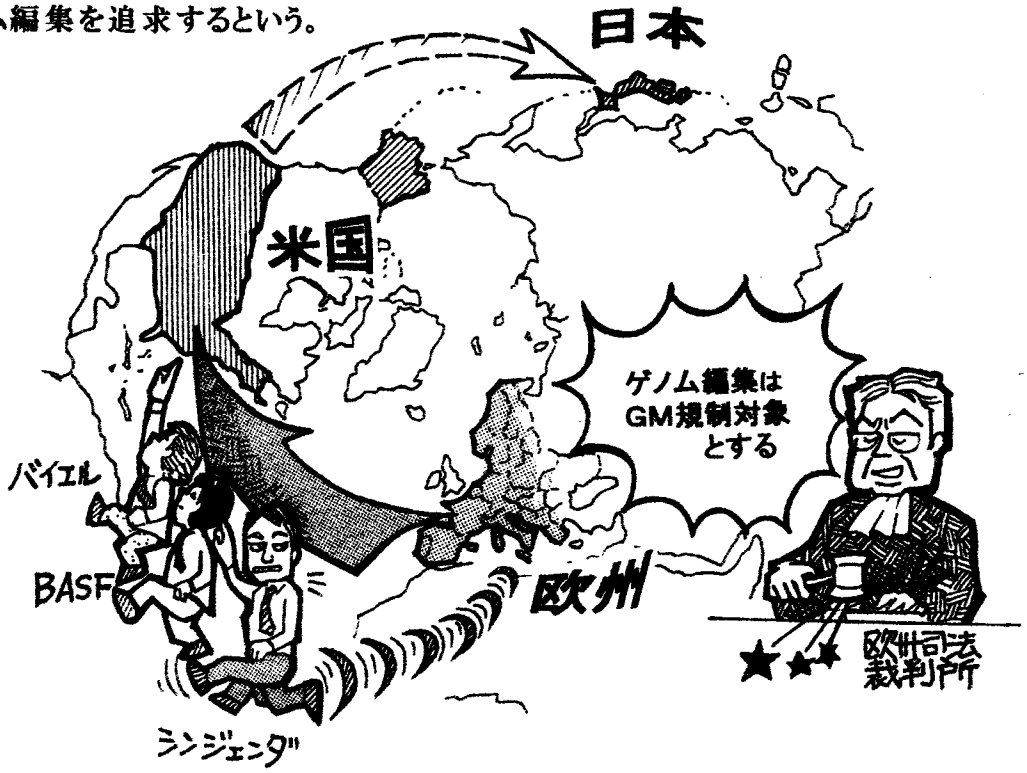

種　子　EU　2021年より有機農家の種子売買を認める

現在、欧州連合(EU)に加盟している国では、品種登録された種子だけが販売できる。植物品種保護制度のもと、品種登録するためには、種子は「新規性、区別性、均一性、安定性」という基準を満たさなくてはならない。区別性とは既知の品種と何かしら違うところがあること、均一性とは生育の途中で形質が変化しにくいこと、安定性とは何代にもわたって形質が安定していることだ。

登録要件の、安定性、均一性は20世紀後半、農業の工業化が進められ、知的財産の盛り上がりの時期に導入された。均一性は品種を区別する唯一の方法であり、また工業的農業の効率化に(例えば一斉に熟して収穫機が使える)必要であったからだ。また登録には、5千ユーロ(約64万円)から15,000ユーロ(約190万円)もかかる。よって登録種子はほとんどがモンサントのような